

障害者活躍推進計画

障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「法」という。）第7条の3第1項の規定により、障害者活躍推進計画作成指針に即して、障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画（以下「障害者活躍推進計画」という。）を策定します。

1. 作成主体

各任命権者が障害者活躍推進計画を策定することになっていますが、出先機関も含めた役場全体で障害者の活躍推進に向けた取組を推進するため、互いに連携して対応していきます。

本計画は、関ヶ原町における町長部局の障害者活躍推進計画となります。

2. 計画期間

令和2年4月1日～令和7年3月31日までの5年間

なお、計画期間内においても、毎年度、取組状況等を把握・検証し、必要に応じて計画を見直します。

3. 周知・公表

策定又は改定を行った計画は、全ての職員に周知するとともに、町のホームページに掲載するなど、適切な方法で公表します。また、数値目標の達成状況及び計画に掲げる取組の実施状況等について、毎年、周知・公表します。

4. 本町の課題

令和元年度法定雇用率（令和元年6月1日時点）が未達成であったため、実雇用率の法定雇用率（令和元年度2.5%）達成が急務となっています。

同時に、障がいのある職員が安心して働くことができる環境づくりを通じて、応募者の増及び職場定着を図ります。

5. 目標

①採用に関する目標

（各年度）当該年6月1日時点の法定雇用率以上

【参考】令和元年度6月1日時点の実雇用率：1.95%

②定着率に関する目標

不本意な離職者を極力生じさせないようにします。

6. 取組内容

①体制整備

総務課に庁内相談窓口を設置し、人的サポート体制の充実を図ります。

障害者雇用推進者として総務課長を選任します。

障害者職業生活相談員を設置します。（雇用する障害者が5人以上になった場合）

就労支援機関等と連携し、新規雇用の開拓に努めます。

②人材育成

障害のある職員の支援のため、障害に関する基本的知識・仕事をする上で生じやすい問題や配慮等について、積極的に外部の講習・研修を受講します。

- ・ 岐阜労働局：「障害者職業生活相談員資格認定講習」
- ・ 岐阜労働局：「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」 等

③環境整備

職務整理表の作成・活用による職務の選定（既存業務の切り出し等）及び創出（複数の作業の組み合わせによる新規業務の創出等）を行います。

職員アンケート等により、職場等の満足度を調査します。

定期的に障害のある職員との面談等を実施し、業務の適切なマッチングができていくか点検し、改善に向け検討していきます。

障害者の要望を踏まえた環境整備に努めます。

④募集・採用

募集時には、障害特性に配慮した選考方法を用います。また、障害者からの要望を踏まえ、勤務時間及び職務内容については柔軟に対応します。

募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行いません。

- ・ 特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。
- ・ 自力で通勤できることといった条件を設定する。
- ・ 介助者なしで業務遂行可能といった条件を設定する。
- ・ 「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。
- ・ 特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。

⑤その他

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進します。